

加古川市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第4号）第5条の規定及び加古川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）に基づき、加古川市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたとき、またはその発生状況等により必要と認める場合に本部を設置する。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 4 副本部長は、防災監をもって充てる。
- 5 本部長に事故あるときは、加古川市事務分担規則（平成31年規則第11号）第4条の例により、副市長がその職務を代理する。
- 6 本部員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 教育長
 - (2) 上下水道事業管理者
 - (3) 加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定する者
- 7 本部員は、前項各号に定める者のほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項について審議する。
- 3 本部会議は必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(部の設置)

第5条 本部に別表に掲げる部及び部長を置く。

- 2 部に副本部長及び部員を置くものとし、あらかじめ部等の職員のうちから部長が任命する。
- 3 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 各部は、本部等との緊密な連携のもとに、市行動計画の定めるところにより、迅速かつ

的確に必要な対策を実施する。

(応援職員の派遣)

第6条 部長は、所管する部における新型インフルエンザ等対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、所管する部以外の職員の派遣を本部長に要請することができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(本部の廃止)

第7条 本部長は、政府が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、新型インフルエンザ等による被害の拡大の危機がなくなつたと認めたときは、本部を廃止する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、防災部防災対策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（要綱第5条関係）

部	主 な 対 策 業 務
総括部 <防災部> <総務部> 部長：防災部長	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置に関する事 ・市対策本部の運営に関する事（予防・援護部と連携） ・特定予防接種の実施に関する事 ・住民支援のための個人防護具の備蓄に関する事 ・市行動計画の作成及び修正に関する事 ・市の事業継続計画の作成及び取りまとめに関する事 ・市の各部局との連絡調整に関する事 ・市対策本部の情報収集及び取りまとめに関する事 ・県との連絡、調整、及び情報の共有に関する事 ・他の市町及び県との協議及び応援等に関する事 ・指定（地方）公共機関等への相互連携・情報交換に関する事 ・対策用物資の調達に関する事 ・研修・訓練の実施に関する事（予防・援護部、救急救命部と連携） ・職員の服務及び動員の調整に関する事 ・市庁舎の衛生管理に関する事
予防・援護部 <福祉部> <健康医療部> 部長： 健康医療部長	<ul style="list-style-type: none"> ・住民予防接種の実施に関する事 ・相談窓口に関する事 ・要援護者への支援に関する事 ・市民への情報提供に関する事（他の部と連携） ・感染予防対策等の市民への啓発に関する事 ・感染症対策本部の設置・運営に関する事 ・市対策本部の運営に関する事（総括部と連携） ・新型インフルエンザ等に関する情報収集に関する事 ・医師会との連絡調整に関する事 ・他の市町及び県との協議及び応援等に関する事 ・研修・訓練の実施に関する事（総括部、救急救命部と連携） ・対策の実施に必要な物資の備蓄に関する事 ・福祉関係事業所の感染防止措置の呼びかけに関する事 ・福祉関係事業所の臨時休業及び代替措置に関する事 ・在宅療養者への支援に関する事 ・社会福祉施設及び関係機関との連携・連絡調整に関する事
広報・情報部 <秘書室> <企画部> 部長：企画部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報紙等を活用した市民への情報提供に関する事 ・外国人に対する情報提供及び相談に関する事 ・報道機関への情報提供に関する事 ・対策に係る財政措置に関する事
産業部 <産業経済部> 部長： 産業経済部長	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ等の情報収集に関する事 ・集客施設等の臨時休業の要請に関する事 ・観光客への情報提供に関する事 ・事業者への連絡に関する事 ・物資の流通確保及び価格の安定に関する事

部	主 な 対 策 業 務
保育対策部 <こども部> 部長： こども部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の臨時休業及び代替措置に関する事 ・ 保育園の感染防止措置の呼びかけに関する事
学校対策部 <教育総務部> <教育指導部> 部長： 教育総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の感染防止に関する事 ・ 児童生徒への予防接種に関する事（予防・援護部と連携） ・ 学校園の臨時休業に関する事 ・ 学校サーベイランスの実施に関する事 ・ 学校施設の保健衛生に関する事 ・ 保護者への情報提供及び協力要請に関する事 ・ 社会教育施設等の臨時休業に関する事 ・ 播磨東教育事務所との連絡調整に関する事
救急救命部 <消防本部> 部長：消防長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民支援のための個人防護具の備蓄に関する事 ・ 研修・訓練に関する事（総括部、予防・援護部と連携） ・ 救急活動に関する事
市民部 <市民協働部> 部長： 市民協働部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬及び埋葬に関する事 ・ 町内会連合会との連絡調整に関する事
環境部 <環境部> 部長：環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の収集及び処理に関する事
上下水道部 <上下水道局> 部長： 上下水道局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画の作成に関する事 ・ 水の安定供給に関する事
全部局共通 <上記部局> <税務部> <建設部> <都市計画部> <会計室> <議会事務局> <選挙管理委員会事務局> <公平委員会事務局> <監査事務局> <農業委員会事務局>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の啓発及び感染予防対策に関する事 ・ 感染防止対策に係る、関係機関との連絡調整に関する事 ・ 他部局への応援に関する事 ・ 所管業務の継続及び縮小に関する事 ・ 所管施設の感染防止対策に関する事

※ 各部局は、対策を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。